

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月29日
(金曜日)

目 次

○人委規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………



給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「身体障害者社会参加支援施設」を「身体障害者更生相談所」に改める。
第八条第三項中「前条第三項第三号」を「前条第三項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一項を加える。

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第四号）附則第五項から第七項まで又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第五号）附則第五項から第七項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第四号）附則第五項から第七項まで又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年山口県条例第五号）附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」とする。
別表第一「精神保健福祉センター」の項中「三二四、三〇〇円」を「三一八、二〇〇円」に改め、同表「身体障害者福祉センター」の項中「身体障害者福祉センター」を「身体障害者更生相談所」に改め、同表「育成学校の項を次のように改める。

育 成 学 校	校長	一
	主幹及び児童自立支援専門員	二（児童と起居をともにする者にあつては、三）
	児童生活支援員、保育士及び保健師	一（児童と起居をともにする者にあつては、二）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 「環境保健センター所長」を「福祉総合相談支援センター所長 中央児童相談所長」を「環境保健センター所長

ター所長」に改め、「山口ゆめ花博推進室長」を削り、「観光プロジェクト推進室長」

を「観光プロモーション推進室長」に、「健康福祉センター部長」を「健康福祉セン

ター部長 支援センター次長」に、「身体障害者福祉センター所長」を「身体障害者更生相談所

長」に改め、「(中央児童相談所長を除く。)」、「美術館長(萩美術館・浦上記念館

長に限る。)」、「山口きらら博記念公園管理事務所長」、「中央児童相談所次長」及

び「精神保健福祉センター次長」を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「図書館

長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の

一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「公益財団法人山口県ひとづくり財団及び福島県」を

「及び公益財団法人山口県ひとづくり財団」に、「調整班長 山口ゆめ花博推進室の室

長」を「調整班長」に、「観光プロジェクト推進室」を「観光プロモーション推進室」

に、
環境保健センター 所長 次長 総務課長

福祉総合相談支援センター	所長 次長 部長 総務課長
環境保健センター	所長 次長 総務課長

に、

精神保健福祉センター	所長 次長
身体障害者福祉センター	所長 総務課長

を

児童相談所	所長 次長 総務課長
-------	------------

を

児童相談所	所長 総務課長
-------	---------

に、

山口きらら博記念公園管理事務所	所長
ダム管理事務所	所長 次長

を

ダム管理事務所	所長 次長
---------	-------

に改め、同表

教育委員会の事務局等の項中「及び主任」を「主任」に改め、「秘書担当のものに限る。)」の下に「及び管理主事」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。